三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

二田印門属機関の故画に関する未例和印料思衣														
							改正案							
第1条 省略							第1条 省略							
							(設置) 第3条 オナ(以て「ナー)」、 こうなかのまた相ばながは尾が明と思く							
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。							第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。							
附属機関の属	附属機関	担任事務	委員	委員の構成	任期		附属機関の属	附属機関	担任事務	委員	委員の構成	任期		
する執行機関	の名称		定数				する執行機関	の名称		定数				
市長	省略						市長							
	三田市事	国庫補助事業の再評価に関	5 人	(1) 学識経験	2年			三田市事	国庫補助事業の再評価に関	5 人	(1) 学識経験	2年		
	業評価審	する事項についての調査審	以内	者				業評価審	する事項についての調査審	以内	者			
	議委員会	議		(2) 市民				議委員会	議		(2) 市民			
								三田市新	市の新庁舎建設に係る基本	10 人	(1) 学識経験	諮 問		
								<u>庁舎建設</u>	計画の策定に関する事項に	以内	<u>者</u>	に 係		
								検討委員	ついての調査審議		(2) 市民	る 審		
								<u>会</u>			(3) 市長が必	議 が		
											要と認める	<u>終了</u>		
											<u>者</u>	<u>する</u>		
												<u>まで</u>		
省略								省略						
教育委員会	教育委員会						教育委員会	省略						
	以下省略							以下省略						